

掛川市新型コロナウイルス感染症対策本部 対応方針2021 (第4版)

8月18日に掛川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、本日、「掛川市対応方針」を、次のとおり決定しました。

8月20日から9月12日まで静岡県が「緊急事態宣言区域」に指定されることから対応方針を変更する。

- 市民に対し、20時以降の不要不急の外出自粛を要請する。
- 飲食店等に対して、休業若しくは、営業時間の短縮、酒類の提供を行わないことを要請する。
- 公共施設の利用等については、原則20時までとし、市が所管する観光施設と屋外プールについては原則、休館・休止とする。
- 8月20日には40代の方に、30代以下の方についても9月の早期に接種券を発送し、市民へのワクチン接種を進める。
- 学校に登校できない児童生徒への学習保障として、授業のオンライン配信や家庭で主体的に学べるオンライン学習など、学習機会の提供に努める。

1 新型コロナウイルス感染症への対応全般

- ① 市民に対し、20時以降の不要不急の外出自粛を要請する。
- ② 新型コロナウイルスワクチン接種について11月末の完了を目指す。また、PCR検査の実施や抗原検査キットの活用により、感染拡大を防止する。
- ③ 県境を跨ぐ不要不急の移動については、静岡県及び訪問先の県等が発表している行動制限を尊重する。
- ④ ワクチンを接種した方においても感染するリスクがあるため、決して油断せず、「マスクの着用の徹底」、「手指消毒の徹底」、「3密は1密でも回避する」などデルタ株にとっても有効な感染防止対策を、改めて強化、徹底する。強い感染力を踏まえ、「集団」を形成する場面を極力減らすなど、きめ細やかな感染防止対策が必要であることを積極的に呼びかける。

2 公共施設の利用、イベント・会議等の対応について

- ① 市が所管する観光施設と屋外プールは原則、休館・休止とするよう施設管理者や指定管理者等に要請する。(掛川城・御殿、ならここの里キャンプ場・ならここの湯、栗ヶ岳世界農業遺産茶草場テラス、安養寺運動公園プール等)
- ② 公共施設の利用・貸し出し等については、原則、20時までとする。
- ③ 学校施設(体育館とグラウンドを含む)の貸し出しは、中止とする。
- ④ 人流を抑制するために、市主催のイベントや会議等について、中止・延期を含めた開催方法の見直しを実施する。

3 新型コロナワクチン接種の推進について

- ① 新型コロナワクチンの接種の順番は、国の定める接種順位に基づき、現在、50代までの方に接種券を発送し接種を進めている。なお、クラスター対策のため、高齢者施設・福祉施設等従事者、幼稚園・保育園等の職員、学校関係職員等の接種を進め、感染拡大の抑制を図るとともに、8月20日には40代の方に、30代以下の方についても9月の早期に接種券を発送し、市民へのワクチン接種を推進する。
- ② 新型コロナワクチン接種に関する相談窓口を市役所、大東支所、大須賀支所に設置し、市民からの問い合わせに対応するとともに、接種予約の支援及びワクチンパスポートの交付を行

う。

- ③ 接種会場までの移動手段のない市民に対し、タクシー料金の一部を助成する。

4 医療体制の充実について

- ① 地域の開業医等が必要と認めた方に対し、適切かつ速やかにPCR検査を実施するため、検体採取センターの開設期間を延長し実施する。
- ② 市内の高齢者施設、福祉施設、認定こども園、幼稚園・保育所、学校及び企業等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合などにおいて、感染拡大防止、クラスター発生防止のため、抗原検査キットを無償で配布し、活用する。

5 小・中学校、認定こども園、幼稚園等の対応について

(1) 小・中学校について

- ① 感染拡大防止と学習機会の確保の両立を図るため、文部科学省が定める「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 学校の新しい生活様式」に応じた対応を徹底し、学校教育活動を継続する。
- ② 児童生徒の健康状態の把握に努め、本人若しくは同居家族の体調が優れない場合には予防的に登校しないよう指導する（この場合には出席停止として扱う）。
- 児童生徒が感染者となり、感染拡大の恐れがあると判断された場合には、学校教育活動の状況等を総合的に判断し、学級・学年・学校閉鎖を検討する。
- ③ 長期間の出席停止など学校に登校できない児童生徒への学習保障としては、当該児童生徒及び保護者の要望等に応じて、本人の体調面に配慮しつつ、授業のオンライン配信や家庭で主体的に学べるオンライン学習など、持続可能な学習機会の提供に努める。
- ④ 部活動は原則中止とする。ただし県大会や全国大会への出場生徒や、県大会以上の上位大会へつながる大会への参加のための練習については、感染症対策を十分に行った上で必要最低限の自校内での活動を可とする。
- ・放課後児童クラブ（学童）については、学校に準じた対応をする。

(2) 幼稚園・認定こども園等について

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底した上で、園活動を継続する。ただし、家庭での保育が可能な場合は、自主的に登園を控えることを妨げるものではない。
- ② 園児の健康状態の把握に努め、本人若しくは同居家族の体調が優れない場合には予防的に登園しないよう指導する（この場合には出席停止として扱う）。
- 園児が感染者となり、感染拡大の恐れがあると判断された場合には、園活動や地域における感染拡大の状況、園児の学びの保障や心身への影響等を総合的に判断し、休園等の措置を検討する。
- ・私立園については、市と同様の対応を依頼する。

6 飲食店事業者等への依頼について

- ① 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。）については、休業を要請する。
- ② 上記以外の飲食店については、営業時間の短縮（5時から20時までの営業時間とする）、酒類の提供を行わないことを要請する。
- ③ 大規模集客施設等についても、営業時間短縮等を要請する。

7 その他

- ① 新型コロナウイルスに感染された方および関係者、医療従事者、飲食店、仕事で来県した他地域の方などに対し、心無い誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

※ 今後の状況により、「掛川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、対応方針の改定を行っていく。